

令和7年度 野里保育園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体(事業者の概要)

事業者の名称	社会福祉法人 野里福祉会
事業者の所在地	鹿児島県鹿屋市上野町4776番地3
事業者の連絡先	0994(42)3577
代表者氏名	理事長 利水 實司

(2) 施設の概要

種別		保育所						
名称		野里保育園						
所在地		鹿児島県鹿屋市上野町4776番地3						
連絡先		(電話番号) 0994(42)3577 (FAX番号) 0994(42)3712						
施設長氏名		深水 俊彦						
開設年月日		昭和43年4月1日						
利用	(2号)	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
定員	(3号)	6人	7人	10人	13人	12人	12人	60人
当園の基本理念・方針		・安全第一に素直な子供を育てる。 ・ねばり強く最後までやりとげる子供を育てる。 ・自然に親しみよく考え工夫しながら遊ぶ子供を育てる。 ・言語表現を豊かにしあいさつの出来る子供を育てる。 ・子供の無限の可能性を発揮し自信をつける。 ・和太鼓を通して情緒の安定を図り豊かな心情を育てる。 ・正常な生活が出来るように援助する。						

(3) 施設の概要 (園舎延床面積は、増築完成後(令和7年6月以降)に増床されます。)

敷地	敷地全体	988.29 m ²
	園庭	626.45 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
	延べ	361.84 m ²

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	ひよこ組
ほふく室	2 室	ひよこ組、ひよこ組
保育室又は遊戯室	3 室	きりん組、うさぎ組、ひよこ組
乳幼児用トイレ	3 室	共用(きりん組)、うさぎ組、ひよこ組
調理室	1 室	
事務室等	1 室	医務室(和室)等を含む

(5) 職員体制(令和7年4月1日現在(予定))

職 種	施設長	主任保育士	保育士	栄養士	調理員	事務職員
職員数	1人	1人	13人	1人	2人	1人
常 勤	1人	1人	7人			1人
非常勤			6人	1人	2人	

(6) 利用定員ごとの保育を提供する日及び時間並びに提供を行わない日

	2号認定(3歳児以上)、3号認定(3歳児未満)	
保育時間	保育標準時間	7:00~18:00 (11時間)
	保育短時間	8:00~16:00 (8時間)
延長保育	保育標準時間	夕:18:00~18:30
	保育短時間	朝: 7:00~ 8:00 夕:16:00~18:30
開所時間	月~土曜日	7:00~18:30
休 業 日	日曜日・祝日、年末年始(12月29日~1月3日)	
	年度末(3月末日と前日の2日間(日曜日を除く)) (令和7年度は、令和8年3月30日(月)、31日(火))	
	※ 8月のお盆(13日から15日で日曜日を除く)については、保育規則では地域習慣休として休業日ですが、ご希望があれば、お弁当持参により園児の受け入れを行うこととしています。	

当園に通園していない乳幼児等は、年齢別定員に空きがある場合、以下の事業を利用することができます。(詳細の要件は別途お問い合わせください。)

一時預かり	年齢を問わず対象とし、週3回程度以内の利用ができます。 (利用料は、午前(給食まで)保育: 1,000円 一日保育: 2,000円)
こども誰でも通園 (7年度申請予定)	2歳児以下を対象とし、月10時間以内の利用ができます。(超過する場合は一時預かりを検討)(利用料は1時間当たり300円)

(7) 利用料等

保育料	子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)		
実費徴収	帽子		金額は、購入時期に改めてご案内いたします。
	体操服(上下)		
	2号認定(3歳以上)の子どもに係る副食費相当額(※)		月額4,500円
延長保育料	標準時間(18:00~18:30)	30分	150円
	短時間(7:00~8:00)		
	短時間(16:00~18:30)		

※2号(3歳以上)の主食は白飯を持参、3号(3歳未満)の主食は保育料に含まれます。

※月途中入退所の2号認定(3歳以上)の子どもは日額180円の日割り計算とします。

※年収360万円未満相当の世帯の子ども及び所得階層にかかわらず第3子以降の子どもは副食費実費徴収免除対象者となり副食費が免除されます。

※長期入院など保育園が予め利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能な場合は、園長の判断により徴収額の減額等の対応をすることができます。

(8) 提供する特定教育・保育の内容

- ・当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）に基づき、保育その他の便宜の提供を行います。
- ・支給認定を受けた保護者に係わる園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において保育を提供します。
- ・就労等の理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し、前項（6）に規定する時間の範囲内において、時間外（延長）保育を提供します。

(9) 年間行事予定（事情等により日程が変更になる場合があります。）

月	行事内容
4月	入園おめでとう会・内科検診・和太鼓指導
5月	一日遠足
6月	歯科検診、お店屋さんごっこ
7月	七夕会・夏まつり・プール開き
8月	
9月	内科検診
10月	運動会
11月	演劇鑑賞、交通安全教室
12月	お遊戯会・歯科検診
1月	
2月	記念写真撮影・豆まき・なわとび大会
3月	ひなまつり会・お別れ遠足・お別れ会・卒園式

(10) 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の決定	市が行う利用調整により決定します
退園理由	2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） 保護者から退園の申出があったとき 利用継続が不可能であると市が認めたとき その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	園児の事故に対する保育園の責任は、登園時に門を入ってから降園時に門を出るまでとなります。（駐車場内は含みません） 園内はすべて禁煙です。

(11) 嘱託医

医療機関名	まつだこどもクリニック 医院長 松田 幸久
所在地	鹿児島県鹿屋市西原2-35-3 電話 0994(52)0507

(12) 嘱託歯科医

医療機関名	よつもと矯正歯科 医院長四元 美香
所在地	鹿児島県鹿屋市寿4-4-11 電話 0994(41)7633

(13) 緊急時における対応方法

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者または緊急連絡先に連絡すると同時に、医療機関受診等の適切な対応に努めます。

【管轄する消防署】

消防署名	中央消防署
所在地	鹿屋市新川町800
電話番号	0994(52)1199

【管轄する警察署】

警察署名	鹿屋警察署
所在地	鹿児島県鹿屋市寿3-8-30
電話番号	0994(42)0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	深水 俊彦
消防計画届出年月日	令和元年5月31日
避難訓練	毎月1回実施
防災設備	自動火災報知設備・誘導灯及び誘導標識・消火器
避難場所	園庭、駐車場
緊急時の連絡手段	緊急連絡先へ電話します。

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	主任保育士	中村 涼平
相談・苦情解決責任者	園長	深水 俊彦
第三者委員	監事	村田 芳治
		田中 幸一

【要望・苦情等への対応方法】

連絡帳、電話、個別面談、苦情ポスト等の方法で相談・苦情を受付けます。
受け付けた内容を確認のうえ、担当者、責任者により速やかに対応いたします。また必要に応じて第三者(外部)委員への報告を行い必要な措置を協議します。

(16) 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	普通傷害保険
保険の内容	保育中の事故・けがによる死亡・後遺障害・入院・通院
保険金額	死亡後遺障害 1,400 千円 入院日額 1,800 円・通院日額 1,200 円

(17) 個人情報の取り扱い

園児および保護者・家庭に関する個人情報は、『個人情報の保護に関する法律』に基づき取り扱います。また次に掲げる場合には法令等に基づき第三者に対し個人情報の提供をすること又は使用することがあります。

○ 保育所児童保育要録を送付するとき

保育に関する記録等について入学予定の小学校へ情報提供を行います。

○ 緊急を要するとき

緊急時に病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うことがあります。

○ 保育の提供にあたり市町村に対し報告が必要なとき

保育の提供をするにあたり知り得た個人情報のうち、支給認定を行った市町村に対し報告等が必要なときは、情報提供を行います。

○ 役員名簿・園だより・クラスに掲示する園児のお誕生表において、園児や保護者の氏名が掲載される場合があります。

○ 保護者限定ブログ(のぞきっず)の各種写真や動画において、体育服などの園児の名前等が映っている場合があります。

※ 保護者等からの申し出により不都合等がある場合は、掲載を行わないなどの対応を速やかに行います。